

役員の報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益社団法人岡崎法人会（以下「本会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）外部理事とは、認定法第 5 条第 15 号に規定する理事をいう。
- （4）外部監事とは、認定法第 5 条第 16 号に規定する監事をいう。
- （5）非常勤役員とは、常勤理事及び外部理事以外の理事並びに外部監事以外の監事をいう。
- （6）報酬等とは、認定法第 5 条第 14 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （7）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 本会は、常勤理事並びに外部理事及び外部監事の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は年額とする。
- 3 常勤理事には賞与を支給しない。
- 4 外部理事及び外部監事の報酬は、理事会等の出席ごとに支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 本会の、常勤理事の年間報酬額は、別表 1「常勤理事俸給表」、外部理事及び外部監事の報酬は、別表 2「外部理事・外部監事報酬表」のとおりとし、理事会の決議を経て会長が定める。

（報酬の支給日）

第 5 条 常勤理事の報酬は、年間報酬額の 1/2 分の 1（年間報酬額との差額は 3 月に含める。）を毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 外部理事及び外部監事の報酬は、理事会等の出席ごとに、遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 8 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 本会は、この規程をもって、認定法第 5 条第 1 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、認定法第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

別表 1 「常勤理事俸給表」

年間報酬額 4, 7 0 0, 0 0 0 円以内

別表 2 「外部理事・外部監事報酬表」

出席ごとの報酬額 1 回 5 0, 0 0 0 円以内